山田町移住定住促進住宅取得費等補助金交付要綱

（趣旨）

第１　この要綱は、町内への移住を促進し、定住を推進するため、町内に住宅を取得又は賃借するに要する費用に対し、予算の範囲内で山田町補助金交付規則（昭和５３年山田町規則第４号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

（定義）

第２　この要綱において、用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 転入日　転入届において転入をした年月日をいう。

(2) 定住住宅　自らが居住するために新たに町内に取得した住宅で、延床面積の２分の１以上が居住の用に供され、かつ、所有権保存登記又は所有権移転登記の登記日が、転入日の前６か月以降であるもの。

(3) 賃借住宅　自らが居住するために町内に賃借した住宅をいう。ただし、社宅等の事業主から賃借した住宅、公営住宅及び町が民間から借り上げた住宅を除く。

（4）新築　新たに住宅を建築すること（既存住宅を除却し、同一敷地に新たに住宅を建築する場合を含む。）をいう。

（5）中古　過去に居住用に供されたことがあるものをいう。

(6) 取得金額　定住住宅に係る工事請負契約書又は売買契約書に記載された支払い合計額をいう。

(7) 家賃　賃貸借契約書に定められた賃借料（管理費、共益費及び駐車場使用料を除く）

（8）子育て世帯　申請日において１８歳以下の子どもがいる世帯又は妊婦のいる世帯であるもの。

（9）町内業者　山田町内に本社若しくは本店を有する業者

(交付対象者)

第３　補助金の交付を受けることができる者は、申請時点において次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和３年４月１日以降に宮古市、大槌町、釜石市及び岩泉町以外の町外から転入した者で、山田町へ住民基本台帳法(昭和４２年法律第８１号)第２２条の規定に基づく転入の届け出をした者をいう。ただし、転勤等による一時的な移住ではなく、生活の本拠を町内に移し、かつ、５年以上町内に定住する意思がある者に限る。

(2) 定住住宅を取得している、または、賃借住宅の賃貸借契約を締結していること。

(3) 国家公務員又は地方公務員でないこと(住居及び生計を共にする世帯員を含む。)。

(4) 生活保護を受けていないこと(住居及び生計を共にする世帯員を含む。)。

(5) 市区町村民税等の滞納をしていないこと(住居及び生計を共にする世帯員を含む。)。

(6) 住宅の取得若しくは貸借について、山田町が実施する他の補助金の交付を受けていないこと(住居及び生計を共にする世帯員を含む。)。

(7) 賃貸住宅に住む場合は、いわて暮らし応援事業における山田町移住支援金の交付を受けていないこと。

(8) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと(住居及び生計を共にする世帯員を含む。)。

(9) 次のア及びイに該当しない者

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号第２条第６号）に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。)

イ　暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

（交付対象経費及び補助金額）

第４　交付対象経費及び補助金額は、別表１のとおりとする。ただし、算出した額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第５　補助金交付申請の期限は、毎年度３月１５日とし、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、令和３年４月１日から令和４年３月３１日に転入した者は、次の各号にかかわらず、令和５年３月１５日までの期限とする。

(1) 定住住宅を取得した場合　転入日から１年以内とし、かつ、取得した定住住宅に住民登録をした日から６月以内とする。

(2) 賃借住宅に住む場合　転入日から６月以内とする。

２　補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、山田町移住定住促進住宅取得費等補助金交付申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

　(1)　定住住宅を取得した場合

ア　山田町移住定住促進住宅取得費等補助金に係る承諾・誓約書(様式第２号)

イ　世帯全員の住民票の写し(住居及び生計を共にする世帯員を含む。)

ウ　定住住宅の工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し

エ　定住住宅の登記記載事項証明書の写し

オ　世帯全員の市町村民税等の納税証明書(住居及び生計を共にする世帯員を含む。)

カ　交付対象者の世帯に妊婦がいる場合は、母子健康手帳の写し（出産予定日、母親の氏名がわかる部分に限る。）

キ　その他町長が必要と認める書類

　(2)　賃借住宅に住む場合

ア　山田町移住定住促進住宅取得費等補助金に係る承諾・誓約書(様式第２号)

イ　世帯全員の住民票の写し(住居及び生計を共にする世帯員を含む。)

ウ　賃借住宅の賃貸借契約書の写し

エ　世帯全員の市町村民税等の納税証明書(住居及び生計を共にする世帯員を含む。)

オ　その他町長が必要と認める書類

（交付決定）

第６　町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、山田町移住定住促進住宅取得費等補助金交付決定通知書(様式第３号)により、申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第７　補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該申請の内容を変更、中止又は廃止しようとする場合にあっては、変更等の理由が生じた日から起算して１４日以内に山田町移住定住促進住宅取得費等補助金変更等承認申請書（様式第４号）を町長に提出し、その承認を得なければならない。

２　町長は、前項の申請があった場合は、山田町移住定住促進住宅取得費等補助金変更等承認決定通知書（様式第５号）により、交付決定者に通知するものとする。

（交付請求）

第８　交付決定者は、前条の規定による通知を受けた日から起算して１４日以内に山田町移住定住促進住宅取得費等補助金交付請求書（様式第６号）を町長に提出するものとする。

（交付決定の取消し）

第９　町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき

(2) 第３の規定に該当しなくなったとき

(3) 第７第１項の規定による申請が期日内に行われないとき

(4) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に補助金を交付するものとしてふさわしくないと認めたとき

２　町長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、山田町移住定住促進住宅取得費等補助金返還命令書(様式第７号)により、交付決定者に通知するものとする。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

３　前項の規定により返還命令を受けた者は、命令を受けた日から６０以内に補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

（雑則）

第１０　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

　附則

この要綱は、令和４年４月１日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

別表１（第４関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 交付対象経費 | 対象要件の区分 | | 補助金額 |
| 定住住宅に要した経費 | 新築 | － | 取得金額の２分の１に相当する額で、かつ、100万円を限度とする額  ただし、町内業者による新築の場合は、120万円を限度とする。 |
| 中古 | 子育て世帯 | 取得金額の２分の１に相当する額で、かつ、100万円を限度とする額 |
| 子育て世帯以外 | 取得金額の４分の１に相当する額で、かつ、100万円を限度とする額 |
| 賃貸住宅に要する経費 | － | － | 家賃の12か月分に相当する額で、かつ、36万円を限度とする額 |